

質問に対する回答書
(筑後市観光プロモーションビデオ製作業務公募型プロポーザル)

令和6年 6月20日
筑後市 商工観光課

番号	概要	質問事項	質問内容	回答
1	提出書類について	実施要領P2 4. (1) 提出書類④	提出書類について、納税証明書(国税・地方税について未納がないことについての証明)、国税は「その3の3」、地方税は福岡県のものでよろしいでしょうか。	国税については、お見込のとおりです。 地方税については、会社所在地の県と市町村の分の納税証明書をご提出ください。 また、納税の義務がない場合は、そのことが証明できる証明書を添付してください。
2		実施要領P3 6. (1) 提出書類⑦	本プロポーザルの条件と合致する条件で作られた成果物がない場合、提出が不要となるか、もしくは、類似の他の制作物の提出でよろしいか。	本プロポーザルの条件と合致する成果物である必要はありません。提案者の実績のクオリティがわかる動画見本をご提出ください。 提出は必須ではありませんが、提出がない場合、評価項目の評点に影響します。 なお、提出いただいた動画見本は、必要に応じて返却可能です。
3	仕様書について	仕様書P1 2. 目的	仕様書「2. 目的」 今回の目的は、観光客の増加だと思いますが、本動画で移住者の増加も達成したいと考えられていますでしょうか。	目的は、仕様書「2. 目的」とおなじです。結果的に移住者の増加につながる場合もあるかもしれませんが、目的ではありません。
4		仕様書P1 5. (3) 編集③	③編集プロセスにおいて「市観光関係団体との意見交換の場」を設ける際、会議室使用や飲料などの経費も事業費に含まれますか？ また、その際の場所の指定などはございますか？	会議室仕様や飲料などの経費は必要ございません。 また、場所についてはご提案ください。
5		仕様書P1 5. (3) 編集③ 仕様書P1 5. (4) 動画の内容⑤	以下の、箇所に「市観光関係団体」との記載があるが、この「市観光関係団体」とは具体的にどの団体を示すのでしょうか？ 仕様書 5. 業務内容(3) 編集 「③完成までに市観光関係団体との意見交換の場を設け、発注者より複数回の内容確認及び修正指示を受けること。」 仕様書 5. 業務内容(4) 動画の内容 「④その他の用途 市観光関係団体のSNSアカウントに投稿」	○地元学生の映像製作の学びの機会として、撮影や内容確認の場での質疑応答等に対応していただくことを想定しています。その場合、発注者以外の者からの修正指示はございません。 ○市観光関係団体のSNSアカウントとして下記のことを想定しています。 ・Instagram「@koinkuni_chikugo_instattai:恋のくに筑後市インスタタッグ」筑後市観光協会アカウント ・Instagram「@chikugo_collection:恋のくに筑後 これくしょん」恋のくに観光実行企画委員会アカウント
6		仕様書P2 5. (4) ②メインターゲット	仕様書 5. 業務内容(4) 動画の内容 「②メインターゲット 20～40代の若者・子育て世代」と記載があるが、筑後市への誘客という本業務の目的・背景を踏まえ、筑後市外の20～40代の若者・子育て世代を想定して良いでしょうか？	お見込のとおり、筑後市外を想定しています。
7	仕様書について	仕様書P3 5. (4) ③規格・再生時間	15秒、30秒、長尺とあるが、15秒、30秒は長尺のダイジェスト版という考え方で問題ございませんでしょうか。	ダイジェスト版ではなく、それぞれ用途に応じた3種類の動画とお考え下さい。
8		仕様書P3 5. (4) ③規格・再生時間	仕様書「5. 業務内容」「(4)動画の内容」「③規格・再生時間」1.球場の放映シーンや、3.長時間放映版(イベント会場/サテライトブース)の具体的な場所や放映シーンが現状決まっていれば教えてください。	特定のイベント会場やサテライトブース等は、現段階で決まっておりません。
9		仕様書P3 5. (4) ⑤その他留意事項	「令和7年以降も使用できる動画、時期を限定しない」とございますが、モデル、出演者、ナレーター等の起用については、買取という条件になりますでしょうか？別途更新費用はいただけますでしょうか。	動画の内容は「令和7年度以降も継続的に使用できる内容のものとする」としてあります。 モデル、出演者、ナレーターの起用に依り、予算の範囲内での提案をしてください。
10	仕様書について	仕様書P2 5. (5) プロモーション業務	②プロモーション業務について、「ターゲット層に広く視聴されるよう情報発信の手法」とありますが、観光誘客ターゲットとなる重点エリアや属性はございますか？	特にございません。業務内容に応じてご提案ください。
11		仕様書P3 6. 成果品の著作権(1)(2)	制作物を受注者に都度確認することなく、筑後市が自由に放送、配信、上映に使われたいという意図と解釈しますが、著作権法上の著作権では複製権や譲渡権、また二次的利用の権利として二次著作物の創作権(改変)など著作権者人格権に原始的帰属する権利がありそのすべてを筑後市に帰属させることは同法27条及び28条の著作権譲渡に関する特別の特掲と認められない可能性が懸念されます。そこで以下の通り質問です。 ① 本事業による著作権の帰属(譲渡)に関して、以下の著作権に限定する利用許諾(法63条-1)としていただくことが可能か 上映権(同法22条-2)、公衆送信権(同23条-1)、公衆伝達権(同23条-2)、展示権(同25条) ② 上記①の利用許諾については一定の期間を定め、以降の延長については双方合意のもと延長する等の期間設定は可能か	本市の意図としては、製作された動画を断りなく使用し続けることができる権利、また、動画の一部をカットしたり途中で区切ったりすることができる権利を考えております。動画の加工については、著作物に依拠した上での新たな創作が無い活用を想定していますので、著作者に帰属する同一性保持権など著作権者人格権の侵害にはならないと考えます。その他の著作権また利用許諾の期間については、協議し、双方合意の上で契約書で規定いたします。
12	その他	仕様書に関する質問	今回の動画で必ず入れたい観光地・遺跡等のスポットはございますでしょうか。	特にございません。
13		出演者について	もし、タレント等の出演者を起用した場合、タレントの使用期限があったりしますが、今回は無期限に使用できる形がよいでしょうか？	お見込みのとおりです。

14	その他 市のキャラクター「はね丸」について	「はね丸」の使用について、動画内での使用は可能ですか？ その際、「はね丸」を新たに別のタッチで描きなおすことは可能ですか？	キャラクターの信用やイメージを傷つけない使い方でしたら可能です。
15	観光コンセプト「恋のくに」について	筑後市観光協会のサイトによると、市の観光コンセプトは『恋のくに～ひと想うまち 筑後～』とのことですが、市サイトを拝見すると、市のショルダーにも「恋のくに」という言葉が入っています。「恋のくに」は行政全体のコンセプト(ブランディングスローガン)という理解でよろしいですか？	あくまでも観光コンセプトです。
16	その他 筑後市の過去のプロモーション映像について	①過去に行われた同様の施策は「恋のファームChiku-Go!」が最も直近になりますでしょうか。また、過去のプロモーションの成果は公開可能でしょうか	観光プロモーション映像製作は「恋のファームChiku-Go!」が直近の製作物となります。また、プロモーションの成果として整理している情報はございません。
17	筑後市の過去のプロモーション映像について	以前、筑後市さんで制作発信された筑後市観光プロモーション映像「恋のファームハートChiku-Go!」の反響等を教えてくださいませんか。 そのほかに筑後市さんで今まで動画を活用したプロモーションの実績がありましたら教えてくださいませんか幸いです。	「恋のファームハートChiku-Go!」は、女性をターゲットとして製作されました。ターゲット層には評判があり、YouTubeの再生回数は現在までで約15万回です。プロモーション事業としては、タマスタ筑後での「恋のファーム筑後市デー」の実施や、ラジオ放映プロモーションの実施などです。